

	号外	定価 1部2円	鳥インフルエンザ 対応動員での労働 環境に対する意見 等は県職労にもお 寄せください。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

# 2023春闘③-朝 本日 県本部春闘統一行動日 全職員の賃金改善実現を！

## 人事院 物価上昇も動向注視の姿勢/要求実現に交渉強化



2023. 2. 20 春季要求提出・交渉の様子 人事院 (左側)、公務員連絡会 (右側)

3月7日、公務員連絡会（議長：武藤国公連合委員長）は、2023春闘要求事項の検討状況を質すため、大滝人事院職員団体審議官と交渉を行った。交渉団から「物価高騰により昨年より生活が苦しくなったとする組合員が大きく増加している。このような状況だからこそ若年から高齢層に至るまで全職員の賃金改善が必要。たとえ民調での官民較差が僅かであったとしても中堅・高齢層職員にも賃金改善原資の配分を勧告した年度もある。このことに十分留意したうえで勧告に至る作業を行っていただきたい」と配慮を求めた。人事院は、「連合が5%の賃上げを目標に掲げている一方、経団連が物価上昇を考慮した基本給の引き上げは前向きに検討することが望ましいとしており、人事院としても動向を注視している」としつつ、民調の実施については「例年どおりのスケジュールで検討している」との回答にとどまった。

交渉団から、労働時間の短縮に向けた課題や高齢者雇用施策について質したほか、「60歳前後の給与カーブの連続性確保」について、拙速に結論を出すことのないよう求め、春闘期のヤマ場となる3月14日局長交渉、最終局面となる3月24日人事院総裁交渉での要求に則した回答を強く求めた。



川本自治労本部委員長 (右)

公務員連絡会は、最終局面に向けて闘争を強化していくことにしている。

## 会計年度 任用職員

# 勤勉手当支給を可能とする法案提出

政府は3月3日、地方自治法の一部を改正し、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする法律案を国会に提出した。この法案が可決されれば、秋の確定闘争で大きな課題となる（施行期日は2024年4月1日）。なお、県職労は人事評価を基本としない期末手当での支給月数増を要求している。

県内の会計年度任用職員の任用数を巡っては、各職場からの問題を随時当局に伝え改善を求めてきた。3月8日の人事課長交渉では「業務の状況を適正に把握し適正な人員確保に努める」との回答が得るも、公共事業費の減等によって任用数確保が厳しい状況となっている。県職労は会計年度任用職員全員の組合加入を呼びかけながら、引き続き職員の処遇改善をはじめ、現場実態を踏まえた任用数の確保を求めていく。

## 欠員や人事異動の諸問題は県職労へ

3月15日、定期人事異動内示が行われた。県職労として、職員の勤務・労働条件の重要な変更であることから、早期内示（遅くとも発令日前土日3回の確保）を求めてきた。しかし、4月1日・2日の土日を含めて3回とした当局の姿勢は、職員の切実な要望と乖離しており、問題と言わざるを得ない。

3月8日の人事課長交渉で、欠員数は昨年4月（13人）と同程度かそれ以下である見通しが示され、欠員不補充をはじめとした来年度体制の諸問題も懸念される。

今回の鳥インフル対応などの災害対応も相まって、異動手続き等の不安も大きい。具体事例の追及で来年度の早期内示へつなげていくためにも、短期間での引越しや引継ぎの困難性、公舎等の住居確保難の課題などのご意見を県職労にお寄せください。

## ＝超過勤務不払い職場点検を＝

### サービス 残業...



超勤予算に関し、3月8日の交渉で人事課長は「2月補正予算は各部局からのヒアリング結果に基づき、昨年度の12月補正を上回る規模で増額補正を行っている」との回答。

3月13日に発生した鳥インフルエンザ防疫対応については、2月補正で確保した予算で不足が生じた場合は、別途対応し必要な分を確保する旨、県職労として個別に確認した。

年度末を迎えるが、予算調整で不払いとなっている過去の超過勤務も含め、働いた分の超過勤務はしっかり支給させる必要がある。超勤不払いの撲滅と適正支給に向け、各職場で実態点検をお願いする。